

## 第11回 まちだの新たな学校づくり審議会 議事録 (第11回 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会)

開催日時	2021年2月8日(月) 18:30~19:43	
開催方法	リモート会議	
出席者 (敬称略)	委員	佐藤圭一、丹間康仁、遠藤誠徳、小崎公平、安達廣美、中一登、武藤雄丈、大石眞二
	事務局	北澤学校教育部長、小池指導室長、田中教育総務課長、是安教育総務課担当課長、浅沼施設課長、田村学務課長、有田保健給食課長、林教育センター所長、柘植野公共施設再編担当課長 (教育総務課総務係) 鈴木担当係長、中野主任、小形主任、京増主任
傍聴者	6名	
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな通学区域の検討(通学区域の変更)</li> <li>・新たな学校づくりで生じる市立学校跡地の活用</li> <li>・(仮称)町田市新たな学校づくり推進計画の構成(案)</li> <li>・新たな学校づくりの優先順位</li> </ul>	

### 議事内容(敬称略)

#### 1 審議会 開会

佐藤会長 皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、まちだの新たな学校づくり審議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。本日の審議会につきましては、第10回審議会と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、リモート会議での開催となりました。

それでは、開会に先立って出席委員の確認を行います。町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則の第2条では「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とあります。

本日の議事は、町田市立学校の新たな通学区域のあり方について調査審議を予定しているため、山口委員には本日は出席いただいております。そのため、本日の審議会には、山口委員を除く委員のうち、8人全員が出席していることを確認しましたので、第11回まちだの新たな学校づくり審議会を開会いたします。

#### 2 配布資料の確認

佐藤会長 それでは、審議に先立って配布資料の確認をいたします。次第に記載してあります資料に不足がある方はいらっしゃいますか。

#### 3 第10回審議会の振り返り

佐藤会長 続きまして、次第の1番目にあります「第10回審議会の振り返り」について調査審議いたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

教育総務課担当課長 それでは、資料1と資料2の内容について説明いたします。

1月25日に開催いたしました第10回審議会の議事録については現在作成中でご

ございますので、作成後、委員の皆様にご確認いただきたいと思ひます。

資料1は、これまでの審議会における調査審議に活用しました学校候補地の評価の考え方でございます。資料2の学校候補地の審議結果を確認する際にご活用いただければと思ひます。

続きまして、資料2「町田市立学校の新たな通学区域案における学校候補地比較検討結果表（全地区）」をご説明いたしますので、比較検討表をご覧ください。

資料2は、これまで調査審議いただいた忠生地区、町田地区、南地区、鶴川地区、堺地区において統合検討対象となった通学区域における学校候補地の審議結果でございます。項目番号④「学校候補地」の欄に評価結果を記載しています。

調査審議の結果、学校候補地となった場所に「○」、現在学校が設置されていない場所で学校用地ではない場所を学校候補地とした場合には、次点の学校候補地として選定した場所について、「(○)」をつけています。

なお、項目番号⑤～⑨における統合後学級数については、小学校の学級編制基準を1学級当たり35人で推計しております。資料1から2の説明は以上になります。

佐藤会長

ご説明ありがとうございました。資料1は、学校候補地を選定する際の評価について確認のためにご用意いただいた資料です。

資料2は、資料1の評価の考え方に基ついて、第6回から第10回の審議会において各地区の学校候補地を選定した結果の一覧表です。この内容についてご意見がある方は発言をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

それでは、第10回審議会の振り返りにつては以上とさせていただきます。

#### 4 金井町・藤の台団地地区における住所整理事業の実施に伴う通学区域（案）の検討について

佐藤会長

続いて、次第の項番2「新たな通学区域の検討について（通学区域の変更）」の調査審議をいたします。

まず、藤の台団地地区の通学区域について調査審議いたします。第8回審議会の町田地区の審議において、金井町・藤の台団地地区の住所整理事業が実施された藤の台団地地区について、町田地区と鶴川地区の通学区域に区分されていることから、鶴川地区の学校候補地を選定後に検討するものとしておりました。

第10回審議会において鶴川地区の学校候補地の調査審議が終了いたしましたので、藤の台団地地区の通学区域を検討するための資料を事務局にご用意いただいております。まずは事務局から説明をお願いしたいと思います。事務局、どうぞ。

教育総務課担当課長

それでは、資料3の内容について説明いたします。資料3「金井町・藤の台団地地区における住所整理事業の実施に伴う通学区域の検討について」をご覧ください。

第8回審議会において、金井町・藤の台団地地区の住所整理事業実施後の町区域をもとに新たな通学区域案のあり方を検討した場合に、藤の台団地地区が町田地区と鶴川地区の通学区域に区分されていることから、鶴川地区の学校候補地を選定後に藤の台団地地区の通学区域について検討するものとしておりました。

1月25日の第10回審議会において、鶴川地区の学校候補地の調査審議が終了した

ことから、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、藤の台団地地区の通学区域案について下記のとおり提案いたします。

項番1の(1)「藤の台団地地区の通学区域について」をご覧ください。

まず、通学区域の歴史になりますが、藤の台団地の完成に伴う児童の増加により、昭和43年に本町田東小学校が開校しました。その後、藤の台団地の児童数の増加により、昭和48年に本町田東小学校を母体校として藤の台小学校が開校いたしました。そして、昭和53年には藤の台小学校の児童数のさらなる増加などにより金井小学校が開校したことから、藤の台団地を通学区域とする小学校は本町田東小学校、藤の台小学校、金井小学校の3校となりました。

1月25日に開催された第10回審議会では、「金井小学校・藤の台小学校・金井スポーツ広場」のうち、「金井スポーツ広場」が学校候補地として選定されました。

その一方で、「町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校区」においては「本町田東小学校」が学校候補地として選定されました。

学校候補地選定の結果、藤の台団地を通学区域としている小学校のうち、学校候補地として選定された小学校は、本町田東小学校のみであることや、「基本的な考え方」における地域コミュニティとの関係にも配慮できることから、藤の台1～3丁目の通学区域を町田地区の「町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校区」とすることを提案いたします。

なお、中学校区については基本的な考え方に基づき、小学校・中学校区を整合させることから、藤の台1～3丁目の通学区域を町田地区の「町田第三中学校・山崎中学校区」とすることを併せて提案いたします。

また、以下の(2)～(4)では、アンケート調査案と修正案を比較検討しております。

まず、(2)通学区域一覧表をご覧ください。通学区域となる町区域のうち、アンケート調査案と修正案で異なる部分については、太字とし、下線を引いております。

続いて2ページをご覧ください。(3)は、アンケート調査案及び修正案における児童・生徒数学級数を比較しております。

(4)では、アンケート調査案及び修正案における評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」の評価結果の比較をしており、評価結果について変更はありませんでした。

3ページをご覧ください。こちらは金井町・藤の台団地地区における住所整理事業の実施に伴う住居表示新旧対照案内図になります。左上の図で藤の台1～3丁目を表示しています。

続いて4ページ目になります。こちらは藤の台3丁目を町田地区として修正した通学区域案になります。今回修正を提案している藤の台3丁目につきましては、矢印で吹き出しをつけております。資料3の説明は以上となります。

佐藤会長

ありがとうございました。ただいまのご説明で藤の台団地を通学区域としている小学校のうち、学校候補地として選定された小学校は本町田東小学校のみであることや、地域コミュニティとの関係にも配慮ができることから、藤の台1丁目から3丁目の通学区域について、小学校区を「町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学

校区」、中学校区を「町田第三中学校・山崎中学校区」とする提案がございました。

また、通学区域を変更した場合でも、学校候補地の評価に変更がないこと並びに通学時間への配慮も可能であるという説明がございました。事務局からの説明を踏まえて、藤の台団地地区の通学区域のあり方について、これから意見を交換したいと思います。

小学校を対象とした議論であるため、まずは小学校の校長であります武藤委員から順番にお願いしたいと思います。武藤委員、どうぞ。

武藤委員

資料3の1の(1)の説明にありますとおり、どうしても当時の児童数で考えますと藤の台団地の学区を割らざるを得ない状況が生じ、それが今日まで引き継がれているという状況でした。今回、このように整理をし直してみるときに、大きな影響が出てこないということが分かりました。地域性というのでしょうか、やはり住居等の整合性等も考えますと、今回出されたような修正案でいくのが妥当なのではないかと私は考えます。

佐藤会長

ありがとうございました。大石委員、お願いします。

大石委員

私も武藤委員同様、もともと藤の台団地の学区が分かれているというほうが不自然でありまして、この修正案のように一緒になるということのほうがいいのかなと考えます。賛成です。

佐藤会長

ありがとうございました。遠藤委員、お願いします。

遠藤委員

僕も、やはり地域性というものを大切に考えていったほうがよろしいかと思うので、この修正案でよろしいかと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。小崎委員、お願いします。

小崎委員

私も地理的にも非常に通いやすく、それから地域も一つになるので、この修正案でいいと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。安達副会長、お願いします。

安達副会長

私も、この事務局のまとめで異議はございません。

佐藤会長

ありがとうございました。中委員、お願いいたします。

中委員

私も、この方向性でいいのではないかと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。最後に丹間委員、お願いします。

丹間委員

藤の台団地の成立の歴史と学校の設置の経緯を踏まえたときに、地域コミュニティのまとまりを考慮したうえで、通学のしやすさについても配慮できているということですから、事務局の提案のとおりとすることが妥当であると考えます。

佐藤会長

ありがとうございました。それでは確認します。藤の台団地地区については、小学校区を「町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校区」、中学校区を「町田第三中学校・山崎中学校区」とすることについて異議はございますか。

各委員

「異議なし」の発言あり

佐藤会長

ありがとうございます。それでは、新たな通学区域案における藤の台団地地区の通学区域については、事務局から提案があったとおりといたします。

## 5 通学区域変更で対応する通学区域における通学の配慮の可否

佐藤会長

次に、新たな通学区域案において、適正規模・適正配置の実現に向けて通学区域の変更で対応する通学区域における、通学の配慮の可否について調査審議いたします。

第6回から第10回までの審議会では、通学区域の骨格を定めるために、通学区域を統合する学区について調査審議を進めてまいりました。しかし、適正規模・適正配置を実現するためには、通学区域の変更で対応することが望ましい通学区域もあることから、町田市立学校の新たな通学区域案において、通学区域の変更で対応する箇所もお示ししております。

この通学区域の変更で対応する通学区域についても、望ましい通学時間で通学することができるか、通学の配慮の可否について確認する必要があります。そのため、事務局に通学の配慮の可否の確認に必要な資料を用意していただいておりますので、まずは事務局からご説明をお願いしたいと思います。

教育総務課担当課長 それでは、事務局から資料4と資料5の説明をいたします。まず、資料の見方についてご説明いたします。資料4をご覧くださいと思います。

「町田市立学校の通学区域のあり方検討部会」において通学区域の見直しを検討した際に、適正規模とするために通学区域の変更で対応することが望ましい場合や、小規模校化が進んでいるものの隣接する学校と統廃合すると適正規模となる学級数を超えてしまう場合などがございました。

また、小・中学校区の整合を図ることや、地域コミュニティとの関係に配慮するために、通学区域を町区域に合わせる必要がある通学区域がございました。

この場合において、通学区域の変更で対応するアンケート調査案をお示してきたところですが、この通学区域の見直しを行った場合でも通学の配慮が可能かどうか確認する必要があることから、その可否を一覧表でまとめたものでございます。

これまで学校候補地を選定するに当たってご審議いただいた資料と同じになりますが、学校候補地を選定するための資料ではないため、順位の欄はございません。

また、資料の見方については、これまでの学校候補地選定時の資料と同様となるため割愛させていただきます。

続きまして、資料5について説明いたします。こちらは資料4における評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」を確認するために必要な情報を整理し掲載しています。

資料5-1「町田市立学校の新たな通学区域案における通学区域変更で対応する通学区域確認資料（全地区）」をご覧くださいと思います。

資料5-1の構成と見方についてご説明いたします。1枚おめくりいただいて、1ページ目をご覧くださいと思います。

資料5-1は、(1)通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）一覧表、(2)は町田市立学校の通学区域（2020年度）、それから(3)通学区域の変更検討対象校の資料について、通学区域の変更で対応する地区ごとに掲載しています。

(1)及び(2)については、2020年6月に審議会で開催した「まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集」時点の内容を掲載していますが、改めて見

方をご説明いたします。忠生地区を例にご説明いたしますので、3ページをご覧ください  
だければと思います。3ページには、忠生地区における通学区域変更の検討対象とな  
る町区域（学校別）一覧表を掲載しております。

続きまして、4ページになります。4ページは、町田市立学校の新たな通学区域に  
おける2020年度の通学区域との変更箇所を表した地図となっています。小学校区  
の変更箇所は黄色く色づけし、中学校区の変更箇所については黒い点線で表示して  
います。具体的な変更箇所については、左下に掲載している参照ページがございま  
す。そちらのページと番号をご確認いただければと思います。

以降10ページまでは各地区の一覧表及び通学区域図を掲載しております。

続きまして、11ページ目以降の資料ですが、これまでの審議会でお示してきた  
資料と同様の内容になりますので、説明は割愛させていただきます。

資料5-2、それから資料5-3「町田市立学校の新たな通学区域（案）における通  
学時間の負担軽減の可否 確認表（全地区）」及び参考資料についても、これまでの  
調査審議したものと資料の見方は同じであるため、見方の説明は割愛させていた  
だきます。

資料4にお戻りください。内容についてご説明させていただきたいと思います。資  
料4をご用意いただき、2枚目の「町田市立学校の新たな通学区域案における通学区  
域変更で対応する通学区域の通学の配慮の可否確認表」をご覧くださいければと思  
います。

事務局による確認結果についてご説明いたしますので上段の小学校の表における  
項目番号⑧をご覧ください。小学校では、学校から直線距離で2kmを超える場所に居  
住する児童はおりませんでしたので、項目番号⑨はいずれの学校についても空白と  
なっています。

次に、項目番号⑩をご覧ください。項目番号②の通番(5)町田第一  
小学校、(7)町田第二小学校、(8)鶴間小学校においては、学校から直線距離で1km以  
内に居住する児童が100%であることから、項目番号⑫を空白としています。

また、項目番号⑩が100%でない小学校においても、資料5-3で確認した結果、  
いずれの学校においても配慮可能と評価しております。

続きまして、中学校の表における項目番号⑧をご覧ください。項目番号②の通番  
(1)木曽中学校、(2)鶴川中学校、(3)南大谷中学校において、学校から直線距離で2  
kmを超える場所に居住する生徒がいるため、配慮について確認が必要となります資  
料5-2による確認の結果、いずれの学校においても配慮可能と評価しております。

次に、項目番号⑩をご覧ください。項目番号②の通番(9)成瀬台中学校のみ1.5km  
以内に居住する生徒が100%であるため、成瀬台中学校以外において通学の配慮に  
ついて確認が必要となります。資料5-3による確認の結果、いずれの学校において  
も配慮可能と評価しております。資料4から5についての説明は以上となります。

佐藤会長

ありがとうございました。ただいま事務局から、資料4では、これまで学校候補地  
を評価する際に用いた「児童・生徒の通学のしやすさ 評価項目」を用いた評価結果

についてご説明をいただきました。また、資料5では、通学の配慮の可否について、学校候補地を評価したときと同じ方法で確認し、全ての地区において通学の配慮は可能であるとのこと説明がありました。

ただいまの事務局からの説明も踏まえて、通学区域の変更で対応する通学区域における通学への配慮についてこれから意見を交換したいと思います。それでは、武藤委員からお願いいたします。

武藤委員

まず、小学校につきましては、この資料を見る限り、新たな通学区域になった場合でも全く問題がないように見えます。やはり現在の学校の配置が子どもの通学にとって適正になっている状況で残せる学校に関しましては、資料のとおりがいいのかなと思います。

中学校には、若干2kmを超える生徒がいる学校もありますが、これはもう仕方ないことであり、今まで同様、2kmを超える生徒に関しても配慮可能ということであれば、この案のとおりでよいのではないかと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。大石委員、お願いいたします。

大石委員

小学校に関しては全く問題ないと思います。

中学校では忠生地区、鶴川地区、町田地区では、それぞれ10%弱の生徒が影響を受けますが、例えば一番多い木曾地区で言うと、ほとんどが徒歩圏内で平坦な道でございますので、中には多少遠くなる生徒もいるのかもしれませんが、十分配慮可能という事務局の判断で間違いはないかと思います。したがって、事務局案に賛成です。

佐藤会長

ありがとうございました。遠藤委員、お願いします。

遠藤委員

僕も小学校に関しては問題ないのかなと思います。

中学校ですけれども、配慮可能ということなので問題はないと思うんですけども、今までも議論してきたように、通学に関する配慮を児童・生徒たちにさせていただきたいなと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。小崎委員、お願いします。

小崎委員

非常に細かい資料で私もよく見ましたけれども、中学校においてもほぼ10%程度を除いて2km以内にいるということですし、小学校については全て2km以内にいるのかなと思いますので、この案で賛成です。

佐藤会長

ありがとうございました。安達副会長、お願いします。

安達副会長

私も、事務局のまとめで問題ないと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。中委員、お願いいたします。

中委員

別に異論はありませんので、これだけのデータで確認できていれば、事務局案のとおりでいいのではないかなと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。それでは、丹間委員、お願いします。

丹間委員

ここでは通学区域の変更で対応する、つまり学区の境界線を引き直すことについて審議しているわけですけれども、それが何のためかと考えますと、やはりこれからの時代を見据えて、子どもたちのより良い教育活動をずっと実現し続けていくた

めだと考えております。

つまり、子どもたちのための教育環境をつくっていくことが目的であり、そのために望ましい学校規模の確保を目指しているんだと思います。この望ましい規模の確保ですが、子どもたちのより良い教育環境をしっかりと実現していく上では、学校施設の状況が重要になってくると考えます。

資料4の学級数推計を見たときに、2030年、それから2040年のところで、一時的に学級数がやや増加している学校もあることが確認できます。こういった学校でも、きちんと教室数、特に普通教室を確保していただくこと、それから校庭も、子どもたちがきちんとそこで学んだり遊んだりできるような広さを確保していくこと。そういった教育環境を、通学区域の変更で対応する場合も、統廃合で対応する場合と同じように整備していただくことが必要だと考えております。

佐藤会長

皆様、ありがとうございました。それぞれの委員からご発言いただきましたが、各委員の発言を聞いて、確認あるいは補足意見等がある方はいらっしゃいますか。

ありがとうございます。確認します。通学区域の変更で対応する通学区域においても、通学への配慮が可能であることから、新たな通学区域案のとおり通学区域の変更をすることにご異議ございますか。

各委員

「異議なし」の発言あり

佐藤会長

ありがとうございます。ご異議がございませんので、それでは新たな通学区域案における通学区域の変更については原案どおりとさせていただきます。

## 6 新たな学校づくりで生じる市立学校跡地の活用について

佐藤会長

続きまして、次第の項番3「新たな学校づくりで生じる市立学校跡地の活用について」を調査審議したいと思います。

学校統廃合を進めていった場合に、廃校となる学校跡地のあり方が大きな検討課題だと考えております。2019年度、2020年度に実施しましたアンケート調査・意見募集のいずれにおいても、学校統廃合を行った場合の学校跡地のあり方について意見を頂戴しております。

また、審議会においても委員から、特に避難施設のあり方などについての意見が出されたことはご承知のとおりでございます。

これから私たちがこれまで調査審議した内容を答申にまとめてまいります。その取りまとめに先立って、町田市の学校跡地の活用方針について審議会として確認を行いたいと思います。そのため、本日は政策経営部企画政策課の方にお越しいただいております。そして、新たな学校づくりで生ずる市立学校跡地の活用についてのご説明を賜りたいと思います。

それでは、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

公共施設再編  
担当課長

審議会委員の皆様、こんばんは。政策経営部企画政策課公共施設再編担当課長の柘植野と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

さて、教育委員会からは、これまで審議会において学校統廃合を含めた通学区域

の見直しについて丁寧なご議論をしていただいていると聞いております。その審議会における議論の中で、学校統廃合を契機とした新たな学校づくりを行った場合の跡地をどのように活用していくのか、委員からご意見を頂戴しているというお話を聞いております。

本日、私から新たな学校づくりで生じる市立学校跡地の活用についてご説明いたします。画面もしくは紙で資料6「新たな学校づくりで生じる跡地の活用について」をご用意ください。

まず、「(1)市立学校跡地の検討方法について」をご覧ください。

町田市では、2009年度に策定した市有財産の戦略的活用に関する基本方針に沿って、これまでの学校統廃合で生じた市立学校跡地を含めて、町田市が所有する500㎡以上を超える未利用地、低未利用地の活用検討を行ってまいりました。今後の学校統廃合を契機とした新たな学校づくりで生じる跡地についても、この基本方針に沿って検討をしてまいります。

この基本方針の抜粋について、本文中の枠内に掲載しております。この抜粋の(3)をご覧ください。

基本方針において、周辺への影響が大きい市有財産の活用においては、地域の意見を踏まえた活用を行うと定めています。市立学校は、この(3)に該当する市有財産になります。そのため、市立学校跡地の活用を検討していく際には、その学校が所在する地域のご意見を伺うとともに、その活用可能性について民間事業者にもヒアリングを行いながら、活用の検討を進めていきます。

次に、その活用の検討をいつから行っていくのか、ご説明したいと思います。「(2)検討開始時期について」をご覧ください。

市立学校の跡地の活用については、審議会において委員からご意見を頂戴していると聞いておりますが、避難施設の必要性や都市計画法の用途の制限など、学校所在地ごとに違いがあることから、地域の実情を踏まえた個別具体的な検討が必要となります。

また、学校統廃合が想定される時期が近いものもあれば、10年以上先になることが想定される学校もあるかと思えます。学校統廃合を契機とした新たな学校づくりを行う時期の社会状況や地域の状況をより反映した学校跡地の活用を行うために、この具体的な検討に着手する時点、例えば各地区において学校を建設する基本計画の検討に着手する時点で、跡地の活用についても検討してまいります。

その一方で、学校跡地の活用を検討していくに当たっては、(3)でお示ししている公共施設の基本方針に沿って検討を行ってまいります。この方針は、老朽化してきた多くの公共施設を一斉に建て替えや改修することが厳しい財政上、困難であることを背景として策定したものです。

枠内に4つの基本方針を示しておりますが、特に1つ目の健全に維持管理できる施設総量に圧縮することは喫緊の課題になっております。新たな公共施設の整備及び維持管理については、この方針に沿って検討を行ってまいりますので、すべてのご

要望に必ずしもお応えできるものではないことをご理解いただければと思います。私からの説明は以上となります。

佐藤会長

ありがとうございました。今、企画政策課から新たな学校づくりで生ずる市立学校跡地の活用について、町田市が策定している「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」及び「公共施設の基本方針」を踏まえたご説明をいただきました。

ご説明いただいた内容を踏まえて、新たな学校づくりで生ずる市立学校跡地の活用について、これから意見交換したいと思います。この内容は、学校の跡地というテーマになりますので、保護者代表、地域代表、学校代表、そして最後に丹間委員の順番で発言をお願いしたいと思います。

それでは、最初に遠藤委員、よろしくお願いします。

遠藤委員

今まで学校づくりということを話し合ってきた立場で考えると、どうしても学校であったり、児童・生徒たちのために跡地を活用していただきたいなと第一に思っています。

例えば、学校跡地にちょっと大きめの体育館をつくって部活動などの試合会場にして、災害があった場合には避難所にするようなことが望ましいのかなとは思ってしまうんですけども、例えば、今のコロナウイルスのように、今後こういったことがあるか分からないので、その時々で必要と考えられるものをみんなで考えて活用していただきたいなと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。小崎委員、お願いします。

小崎委員

学校跡地というまとまったスペースが町の真ん中にできるということは、その活用方法については地域の住民の皆さんにはいろんな思いがあることだと思います。

さらに、そこが学校だったという思い出も含めて、跡地については住民の皆様としっかり話し合っ、そして理解が得られるようなプロセスをしっかりと行っていただきたいと思います。

お金がないんだから新しいものは建てられないということ、そこで話が終わってしまいうイメージがありますので、まずはゼロから、この地域には一体何が必要なのかということから考えていくということが、こういった地域に大きなインパクトを与える事業を考えるときには重要だと思います。

担当部署が違うという行政的に非常に難しい課題を抱えることとなると思いますので、学校の統廃合という事業が始まったときのインパクトが、学校がなくなるといったインパクトでさらに大きくならないようにご配慮いただけたらなと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。安達副会長、お願いします。

安達副会長

避難施設に関しましては、町田市においては小学校、中学校が中心というような状況下にあります。今、我々はたまたまコロナ禍の真ただ中に置かれているんですけども、日本では過去にスペイン風邪という大きな感染症の問題がありまして、そのときには今と同じような状況下にあったのではないかと考えております。

人口的なことも鑑みますと、当時はそれほど多くなかったと思いますが、町田市は今や43万人弱の人口になっているということから、コロナ過における避難

施設の確保は非常に大きな問題になっていると考えております。今、感染症対策のために、体育館に避難した場合、従来ですと2㎡でよかったものが4㎡というようなちょっと大きめの空間が必要となっております。

そうなりますと、避難施設もかなり狭まってくるということから、今、防災課ともいろいろ話をさせていただいております。役所内でも横の連携をしっかりと取っていただきまして、統廃合という言葉が適切かどうか分かりませんが、そうなった場合に生ずる学校跡地につきましても、そういうところも踏まえて活用方法を検討していただきたいと思いますと考えております。

佐藤会長  
中委員

ありがとうございました。中委員、お願いいたします。

統廃合後の学校跡地をどうするかについて、行政が決定するまでには結構時間がかかっているんですね。旧市役所の跡地なんかもそうですけれども、10年で何とかやろうという話にはなっていましたけれども、いまだに計画が決まらないというような状況なんですね。

ですので、今後の学校跡地については役所の中でも横断的に対応いただいて、決まればできるだけスピード感を持ってできればいいなと思います。

学校は今どこの地区においても、コミュニティの中心になっているんですね。そこで、各地域の中心にコミュニティセンターなりがあればいいんですけども、ないところが結構多いものですから、どうしても学校を中心にしたコミュニティになっていますね。

それを1か所でも改善できるようなことができればいいのかなと思っております。先の長い話ですから、みんなで考えて知恵を出していければと思っています。

佐藤会長  
武藤委員

ありがとうございました。武藤委員、お願いします。

今までの議論の中で、本来ならば立地の良い場所ですが広い面積を確保できないために、そこを学校の候補地として選べなかった場所もあるかと思えます。そういう場所に関しましては、地域コミュニティの拠点として再利用ということが可能になるのではないかと思います。

しかし、学校の教育内容でもそうなのですけれども、子どもたちのためにこれをやってあげたらいい、あれもこれもいいと次々にビルドしてくると、正直学校ではもうやりきれなくなって何かを捨てなくてはいけなくなる。これも残してあげたい、これも残してあげたいとなるので、スクラップは非常にしづらい。

これはきっとこの議論でも同じになってくるのかなとは思っておりまして、いろいろなものを市としてつくっていければ本当にいいんですけども、それをつくるための財源確保、健全財政という視点を行政のほうでいろいろ考えて進めていただけることをお願いしたいと思います。

佐藤会長  
大石委員

ありがとうございました。大石委員、お願いします。

私は現在、町田第三中学校の校長をしておりますけれども、そちらの相談学級という不登校生徒を対象とした学級が閉室となりまして、次年度からは教育センターのほうにその機能を持った教室が新たに開設されます。不登校の生徒というのは、

残念ながら年々増加傾向にありまして、例えば八王子市では高尾山学園というような不登校の子どもを対象とした学校があったりします。跡地の活用の1案としては、例えば比較的施設が新しいゆくのき学園等を、そういったものに充てていくというようなアイデアも検討されてよいのかなと考えるのが1点です。

もう一つは、例えば本校で言えば、体育館のエアコン完備を昨年していただきました。また、来年にはマンホールトイレという災害対応のための施設を敷地内に造るという計画が防災課のほうで立てられております。

また、GIGAスクール構想によってWi-Fi設備が増強されるというようなことも、全小中学校で行われます。残念ながら本校は統廃合の対象となってしまっているわけですが、本校のように統廃合の対象となっているところにも、新たに何億円というような非常に高額な税金が投入される実情を踏まえると、ぜひそれらを有効活用できるような視点で跡地の活用を考えていただくことも必要になるのかなと考えています。

佐藤会長  
丹間委員

ありがとうございます。丹間委員、お願いします。

先ほど学校跡地の活用について企画政策課から説明していただいたんですけども、この件については教育委員会が無関係かということ、決してそうではなくて、やはり学校教育、またさらには社会教育も関わる問題です。これからは少子高齢型の人口減少社会ということですので、そういう中で、生涯学習や社会教育の分野とも関わってくる大きな問題だと考えています。

まちだの新たな学校づくり審議会としては、子どもたちの教育環境づくりを第一に考えているわけですが、その実現は決して学校任せではいけなくて、まちぐるみでの新たな地域づくり、まちづくりと深く関わっていることだからこそ、しっかりと検討していかなくてはいけないと受け止めております。

先ほど説明がありましたとおり、やはり地域ごとに個別具体的に検討していただく。これはぜひそのように進めていただきたいと思っております。

その中で一つは、中委員がおっしゃっていたんですけども、学校はコミュニティの中心になっているということだと思います。やはり新たな学校づくりを進めるうえでは、それとともに新たな地域づくり・まちづくりということも求められるのではないかと考えます。

そういう中で、学校跡地を誰が何に活用するのかというのは非常に重要な問題だと考えています。活用の仕方次第では、学校統廃合を契機とした新たなまちづくり、あるいは学校づくりと地域づくり・まちづくりが相互に影響し合って相乗効果をもたらすこともあり得るわけです。活用の仕方を間違えてしまえば、そこが切れてしまうというようなことにもなってくると思いますので、そこはやはり、地域ごとに丁寧な議論をしていただきたいと思っております。

もう一つは、その議論の進め方ですけども、中委員からも結構時間がかかるというお話や、小崎委員もじっくり話し合っただというご意見もありましたが、市民と行政で意見を出し合っただ、協働、コラボレーションで進めていっていただきたいと

思っています。資料6には下線を引いていただいている、地域の意見を踏まえた活用を行うと記してあるんですけども、その「踏まえる」というのは、一体どんなプロセス、手続きで行うのかということが重要です。

特に学校は、教育機関としての使命だけではなくて、市民の方々、卒業生の方々の思い入れは非常に強いものがあります。廃校になったことで、その学校の歴史がなくなってしまうのではなくて、きちんと新たな学校にその歴史を引き継いでいく。廃校後の地域づくりにもその思いがきちんと受け継がれていくというような形にしていただきたいと思います。

そういった中で、この活用、コミュニティの拠点としての機能をしっかりと保障し、きちんと学校の歴史をメモリアルとして残すであるとか、そういったことも検討していただきたいと思いますと考えているところです。

佐藤会長

ありがとうございました。今、各委員から意見が出されましたけれども、確認したいこと、あるいは補足意見等はございますか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。新たな学校づくりで生ずる市立学校跡地の活用は、新たな学校づくりを実現していく上で大変重要なテーマでもあります。今、キーワードが幾つかあったと思います。その中の一つとして、学校はコミュニティの中心であるということがありました。公共性、それからまちづくりについても、ここは欠くことのできない重要な可能性を持っているということで、我々としては十分な跡地についての検討、なるべく早い検討をお願いしたいと思います。それが我々の総意でございます。よろしいですか。

それでは、この件について答申として事務局にまとめていただきたいと思います。

## 7 (仮称) 町田市新たな学校づくり推進計画(答申)の構成(案)について

佐藤会長

続きまして、次第の項番4「(仮称) 町田市新たな学校づくり推進計画(答申)の構成(案)について」調査審議いたします。いよいよ答申案の取りまとめの調査審議に入ります。それでは、資料7の説明をお願いしたいと思います。どうぞ。

教育総務課担当課長 それでは、事務局から資料7の説明をいたします。資料7「(仮称) 町田市新たな学校づくり推進計画」(答申)の構成(案)について」をご覧ください。

教育委員会からまちだの新たな学校づくり審議会に対して諮問した『(仮称) 町田市新たな学校づくり推進計画』の策定について、これまで調査審議いただいております。

推進計画の構成案については、2020年5月11日の第1回審議会においても提案させていただいておりますが、これまでの審議会の審議状況及び町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会の検討状況を踏まえて、推進計画の構成案について、下記枠内のとおり改めて提案するものでございます。

今回は、これまで提案してご了承いただいた内容に追加または補足説明が必要な箇所についてご説明させていただきます。

まず、「第2章 学校に通学して学ぶ意味について」です。その前の「第1章 町田

市立学校を取り巻く環境変化について」では、新たな学校づくりを進める上で押さえるべき社会環境の変化をお示ししていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言と臨時休業を契機として、本年度の審議会及び検討部会において、社会環境が変化しても変わらない学校の役割について調査審議いたしましたので、その内容について、第1章と対になる形で第2章としてまとめることを提案させていただきます。

次に、「第4章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」です。第4章は、本審議会の検討部会として設置しました「町田市立学校の新たな学校づくり検討部会」において検討した内容をまとめる予定でございます。

第4章の内容については、2月3日の検討部会で検討が終了しまして、現在、報告書の文言整理を行っているところでございます。2月19日に開催します第12回審議会におきまして、検討部会の部会長を務めていただいた山口臨時委員から報告をしていただきますので、内容の説明は割愛させていただきたいと思っております。

次に、「第6章 町田市立学校の新たな通学区域」です。第6章は、本年度の審議会におきまして調査審議してきた結果について取りまとめる章となっております。

第6章の項目のうち、項番7「新たな学校づくりの優先順位について」を追加することを提案させていただきます。

この内容は、審議会でご調査審議いただきました新たな通学区域を実現するために、どこの通学区域から学校統廃合を契機とした新たな学校づくりを進めていくのか、その優先順位を表す内容となっております。

この表題については、当初「学校統廃合の優先順位について」となっておりましたが、各委員に事前に資料をご確認いただく中で、「子どもたちの教育環境をソフト・ハードの両面からより良くする優先順位であるという意味を込める必要がある」とのご意見を頂戴したことから、標記を「新たな学校づくりの優先順位」と改めた上でご提案させていただいております。

最後に「第7章 まちだの新たな学校づくりの推進に向けて」です。第7章は、1998年答申と同様に、審議会において答申を取りまとめるに当たり、各委員の皆様の新たな学校づくりの推進に向けた期待などについて、2月19日に開催予定の第12回審議会でお寄せいただきまして、その内容をまとめさせていただくことを予定しております。

資料7の説明は以上となります。

佐藤会長

ありがとうございました。今の事務局からの説明を確認したいと思います。資料7では、推進計画の構成案についてご説明と提案がありました。これまでの構成案に第2章を追加すること、第4章の内容が2月3日の検討部会で確定し、2月19日に開催される第12回審議会でご山口臨時委員から報告があること、第6章の構成のうち、項番7「通学区域統合の優先順位について」を本審議会でご定めること、第7章において、今後のまちだの新たな学校づくりの推進に向けた審議会としての期待を表すことなど、説明と提案がありました。これらの内容について各委員からご意見を伺い

たいと思います。

それでは、遠藤委員、よろしくお願いします。

遠藤委員

僕は、よくも悪くも新型コロナウイルスの感染拡大というタイミングで我々審議会がずっと行ってきたことによって学校のあり方、考え方というのが昔とは多少異なってきたのかな、新しい考え方が出てきたのかなという意味でも、この第2章を加えていただくことに賛成します。全体を通して、こういった流れでよろしいかと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。小崎委員、お願いします。

小崎委員

骨格としてはこれでよろしいと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。安達副会長、お願いします。

安達副会長

私も、この構成案に項目としてうたってありますこの流れで進めてよろしいのではないかなと思います。

佐藤会長

ありがとうございました。中委員、お願いします。

中委員

基本的にはいいと思うんですけども、第2章の最初に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言と臨時休業について」という項目が一番に来ているんですけども、学校は教育の場であると考えますと、項目の2番、3番が先に来て、新型コロナは現在のことですから、先はどうなるか分かりませんが、これは順序としては3番目でいいのではないかなと思います。

確かに今は何でもコロナにくっつけて進めるようですけども、コロナのことに關しては別にしっかりしたものができればいいのではないかなと思っています。

佐藤会長

そうですね。いい提案だと思います。武藤委員、お願いします。

武藤委員

確かに、新型コロナのことに關しましては、最初の項目にすると唐突な感じがします。このことは「はじめに」に持ってくるのが最初がいいのかなと思ったんですけども、「はじめに」に持ってくるとそもそもこの審議会自体の検討課題からは、やはりこれも適切ではないのかなとも思います。ですので、第2章の項目2、3を導くきっかけとして項目1にこれを入れておくのは、これはこれでいいのかなとも思っておりますので、全体としてはこの案に賛成です。

佐藤会長

大石委員、お願いします。

大石委員

私は、新たな学校づくりのあり方検討部会が第2章のような内容からスタートしたというのはもちろん分かるんですけども、これをわざわざ章立てするというのにちょっと違和感があります。

というのは、新学習指導要領そのものが、新たな時代においてICT化でありますとかAIが普及したとしても、人間の協働が大事なんだよという精神でつくられているからです。

コロナ禍でたまたまICT化が一気に進み、我々のこの会議もオンラインでやるというようなことや、例えば、本校では今朝も朝礼をオンラインで生徒にはやりましたけれども、学校でも進んでいるというのは事実であります。

しかし、新教育課程でもうたわれているようなことをもう一度、この答申で章立

ですというよりは、例えば1章に項番8を設けてコロナウイルスのことを書いたり、第2章の項番2番、3番については、第1章の5番ですとか3番に取り入れていくというような形で、十分それで言いたいことは伝わるのではないかなと思いますので、第2章を特別に章立てしなくてもよいのではないかなと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。丹間委員、お願いします。

丹間委員 今回、案ということですので、この案をたたき台にして、また次回審議会においてしっかりと中身を検討していきたいと思います。また、その中身の検討に伴って、構成についても修正をしながら、しっかりと答申にまとめていくことができたらと考えております。案としては、このようなたたき台から始めていくという進め方が良いと考えております。

佐藤会長 ありがとうございます。ただいま各委員からご発言がございましたけれども、この発言を聞いて確認したいこと、あるいは補足意見等はございますか。よろしいですか。

小崎委員、どうぞ。

小崎委員 私も、実は2章についてはちょっと唐突な感はありました。新たな学校づくりのあり方検討部会での議論を踏まえ事務局から出されたものとして受け止めていますけれども、大石委員もおっしゃっているように、この審議会とコロナは基本的にはあまり関係ないことだと思うので、第2章として設けるのは唐突感がありますので、整理を要するんじゃないかなという気がします。

佐藤会長 一つ課題ができました。第2章について、事務局で検討していただけますか。

教育総務課担当課長 今ご意見をいただきましたので、こちらで検討させていただきたいと思います。

佐藤会長 それでは、今、事務局から提案がありました答申を基本として作成することについて、よろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」の発言あり

佐藤会長 ありがとうございます。

## 8 新たな学校づくりの優先順位について

佐藤会長 それでは、次第の項番5「新たな学校づくりの優先順位について」調査審議いたします。調査審議に必要な資料を事務局に用意していただいておりますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

教育総務課担当課長 それでは、事務局から資料8の説明をいたします。資料8「新たな学校づくりの優先順位について」をご覧ください。

町田市立学校の学校統廃合を契機とした新たな学校づくりの優先順位について、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、小規模校を早期に適正規模とすることを重視して、下記の優先順位を提案するものでございます。

下記の小学校の表をご覧ください。原則として、項目番号④「統合可能年度」の早い通学区域を優先するものとし、統合可能年度が同じ年度の場合は、項目番号⑤の児童数または生徒数の少ない学校の優先順位を上位としています。

ただし、各校の老朽化の状況や改修等の履歴が異なることから、審議会からの答申後に、教育委員会において老朽化の状況等を踏まえた優先順位を改めて検討いたします。資料8の説明は以上となります。

佐藤会長

ありがとうございました。確認です。資料8では、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、小規模校を早期に適正規模とすることを重視した優先順位とする提案がありました。事務局からの提案内容について各委員からご意見を伺いたいと思います。それでは、遠藤委員、お願いします。

遠藤委員

基本的には、児童数または生徒数に応じて優先順位をつけていくということではないのかなと思うんですけども、それと同時というわけではないんですが、耐震工事とかをやっている問題はないとは思いますが、学校の老朽化といった安全面も頭の片隅に入れていただきながら、優先順位を決めていただけたらいいかなと思いました。

佐藤会長

ありがとうございました。小崎委員、お願いします。

小崎委員

基本的にロジカルで良い表になっているんですけども、1点質問です。

例えば優先順位2位の本町田東小学校、本町田小学校、町田第三小学校の場合、2020年以降にまず本町田東小学校と本町田小学校を合併した後、それを追いかけて10年以内ぐらいに町田第三小学校が統合されていくというような表の読み方でよろしいのでしょうか。

教育総務課

事務局からご説明いたします。表の下にございます※印の注釈をご覧くださいと思うんですけども、通学区域の統合を段階的に行う可能性がある通学区域は、項目番号④、⑤について2段書きで表記しています、とございます。

小崎委員のお見立てのとおりでして、適正規模となる学級となる時期が異なる可能性がある場合に分けているんですけども、もちろん今後の推計において3校であっても一体で統合することが可能な場合には、一体での統合を検討することになります。

町田第三小学校の統合可能年度は2028年度ですが、他の2校の統合検討のタイミングがかみ合えば、実際には3校一体で統合するということは考えられます。ただ、資料においては現状における統合可能年度という表記になりますので、2段書きという形で表記をさせていただいております。説明は以上となります。

佐藤会長

小崎委員、よろしいでしょうか。

小崎委員

はい、確認でした。ありがとうございます。

佐藤会長

ありがとうございました。それでは、安達副会長、お願いします。

安達副会長

私も、この資料に基づくとということではよろしいのではないかと思います。先ほど遠藤委員からも出ましたとおりに、恐らく建築年度等を見ますと、当然やらなければいけない耐震工事はされているんじゃないかなと思いますけれども、建物の老朽化の状況なども踏まえた上での優先順位というのでも検討していただきたいなと思っております。

佐藤会長

ありがとうございました。中委員、お願いします。

- 中委員 統合可能な年度とは書いてあるんですけども、現在、通学区域緩和制度ですか、この制度との兼ね合いをどのようにしていくのか、この辺を教育委員会でも考えていることがあれば教えてほしいんです。
- 学務課長 統廃合によって通学区域が大きく変わりますので、そういった通学区域緩和制度等については必要に応じて変更する必要があるかと考えております。
- 佐藤会長 中委員、よろしいですか。
- 中委員 はい、ありがとうございました。
- 佐藤会長 ありがとうございます。それでは、武藤委員、お願いします。
- 武藤委員 私も小規模校には小規模校のよさがあると思うのですが、小規模校になっていく学校から新たな学校づくりの検討を開始するというふうに考えることは、今回の審議会において検討してきた流れからいいのではないかと考えています。
- ただ、先ほど優先順位第2位の本町田東小学校、本町田小学校、町田第三小学校のところで、建築年度といいますが、老朽化の状況を考えたときに本当に上の2つと下の1つの統合の順番でいいのかという点など心配な点はありますが、いろいろ検討していただければと思います。
- 佐藤会長 複数の委員から老朽化の状況に対するご発言がありました。事務局、課題ができました。よろしくお願いします。それでは、大石委員、お願いします。
- 大石委員 恐らく事務局ではその辺も含めて評価していただいているのだと思うのですが、例えば小学校の優先順位11位の忠生小学校が統廃合を実施するときには経過年数が65年経っていることとなります。コンクリートの寿命というものもあると思いますので、その寿命を超えても安全面が担保されているのかどうか、そこについてはもう一度検討していただければと思います。
- 佐藤会長 事務局、今の大石委員の発言について、補足意見等はございますか。
- 施設課長 まず、忠生小学校の話ですけれども、現在コンクリートの寿命についてはおおむね60年から65年と言われているところです。今まで大規模改修等々をしておりますので、この辺までかなというところで考えているところです。
- 次に、先ほどの優先順位2位のところの考え方を補足しますと、候補地としては本町田東小学校ということなので、一つの案としては本町田小学校を仮設校舎として移動する。そして本町田東小学校を壊して、そこに新しい学校をつくっていくということになります。町田第三小学校の合流するタイミングもございますけれども、最初から合流してしまうと、児童数から仮設校舎が大きくなり過ぎてグラウンドも使えなくなるというところもございます。
- また、通学距離も変わってくるのが2回ということもあるので、場合によっては新校舎ができた後に合流するというのも一つの手かなというところで、この辺は詳細に詰めていく予定です。
- 佐藤会長 いい意見でしたね。ありがとうございます。丹間委員、お願いします。
- 丹間委員 やはり審議会としては5年、10年先ではなくて、20年先の未来の町田の子どもたちのことを考えて議論してきましたので、適正規模・適正配置というだけではなく

て、言ってみれば適正時期、「いつやるのか」ということについても、しっかりと優先順位を決めることについては私も賛成をいたします。

現時点では、統合可能年度、児童数、生徒数を基に優先順位を決めているわけですが、実際には、学校の建築経過年数、ただ、これも年数だけ見て順位を決めていいかという、年数が同じでも、施設の修繕が必要な状況であるとか、具体的な状況はそれぞれ実際の学校、校舎、建物で違ってきますので、審議会としてはあくまでも基本的な順位を決めて、その後、教育委員会で優先順位を改めて決定していただくということが大事だと思います。

ただ、優先順位を決定した後も、もしかすると地域によっては、より早く進めてほしいというような意見が出たりですとか、逆に少し丁寧にやらなくてはいけないというような状況も生じたりする場合もあると思います。学校の状況と地域の状況、それぞれの状況を踏まえる必要があると考えます。

しかし、いずれにしても一気に実施することはできないので、きちんと優先順位を決めて進めていただくということでお願いできればと考えております。

佐藤会長

ありがとうございました。今、それぞれの委員から意見が出されましたけれども、発言をお聞きになりまして、確認、補足意見等はございますか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。それでは、資料8のとおり、審議会として新たな学校づくりの優先順位をつけることにご異議はございますか。

各委員

「異議なし」の発言あり

佐藤会長

ありがとうございます。

それでは、本審議会における新たな学校づくりの優先順位について、資料8のとおりと決定いたしました。

## 9 第12回審議会開催概要＋閉会

佐藤会長

これで本日の議事は終了となります。

最後に、「第12回審議会開催概要」について説明をお願いします。

教育総務課担当課長

それでは、第12回審議会の開催概要についてご説明いたします。

次回、第12回審議会は、2021年2月19日金曜日になります。午後6時半から開催を予定しております。次第の右下に10階会議室と開催場所が書いてありますが、緊急事態宣言が続いておりますので、解除されない場合につきましては今回と同様、リモートの開催を予定しております。

第12回審議会では、検討部会からの報告と答申案の検討を予定しております。先ほど資料7の推進計画の構成でもご説明いたしましたが、第7章の「新たな学校づくりの推進に向けて」、それから「おわりに」のところですが、こちらの項目については審議会の委員の皆様から、これからの新たな学校づくりへ期待や思いなどについて答申の内容として記載し、まとめさせていただきたいと考えております。次回までにお考えをまとめていただければと思いますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

佐藤会長

ありがとうございました。第12回の審議会は2021年2月19日午後6時30分から開催します。よろしくお願いいたします。

それから、今、事務局からありましたように、大変大切な宿題をいただきました。委員の皆様には、新たな学校づくりの推進に向けての期待、そして答申に記載したい内容について、お考えをぜひご用意いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上もって第11回まちだの新たな学校づくり審議会を全て終了といたします。どうもありがとうございました。